

三重県議会議長 殿

請願署名 国民健康保険の三重県広域化後も世帯の家計状況に 十分配慮した保険料としてください。

【請願趣旨】

国民健康保険は2018年4月から「財政運営の責任を負う主体は都道府県」としつつ、「運営に関する業務は都道府県と市町村が適切に役割分担を行う」都道府県単位化に移行されます。

国民健康保険制度は社会保障として、国民皆保険制度の根幹をなす制度であり、新たな制度のもとでの保険料や国保運営等について、国保加入者、県民は大きな関心を寄せています。

また国民健康保険料は、ほかの税、社会保険料よりもはるかに高額となっており、国保加入者の暮らしやいのちを脅かすものとなっています。

三重県も認めているように、国保加入者は高齢者や低所得者の割合が高く、構造上、厳しい財政運営にならざるを得ない状況にあります。だからこそ国庫負担の増額が必要です。

すでに三重県の市町の国保保険料は、東京都23区をはじめとした大都市圏よりも高い保険料となっており、滞納世帯の割合が18.2%（全国5位）と滞納世帯が大変多い県となっています。

今後三重県においても市町とともに協議しながらさまざまな準備を進めていることだと思います。

この状況の中でわたしたちは、以下の事項を求めます。



【請願項目】

- 一、国保の県単位化後も世帯の家計状況に十分配慮した保険料としてください。
- 一、「払える保険料」にするために、国庫負担の増額を国に要請してください。

お名前	ご住所

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、県議会請願以外の目的に使用しません。

(取扱い医療機関・団体)

「存じですか？」

国民健康保険の三重県広域化

保険料はどうなるの？

いま、三重県と各市町で、国民健康保険の広域化へむけて、検討がすすんでいます。

現在、各市町が運営する国民健康保険ですが、来年（2018年）4月から、財政運営を三重県が行い、そのもとで市町が保険料・率を決めることとなります。

最終的な権限は市町に残されますが、いわば三重県が、財布をにぎるかたちになり、保険料に大きな影響を与えることとなります。

現在の保険料率でも大都市圏の保険料より高額となっている。

2017年度国民健康保険料をモデル世帯（年収400万円の給与所得者、4人世帯、加入者は全員40歳未満）での保険料を算出した結果、大都市圏の国民健康保険料よりも高くなっており、世帯の負担が大きくなっていることがわかります（三重県社会保障推進協議会調べ）。ほかの税・社会保険料よりもはるかに高額となっており、加入者の暮らしや命を脅かすものとなっています。

札幌市	41万3000円
仙台市	39万1000円
東京都23区	41万8000円
川崎市	32万8000円
横浜市	31万2000円
名古屋市	34万8000円
京都市	42万5000円
大阪市	41万2000円
神戸市	33万4000円
広島市	33万7000円
福岡市	40万6000円
津市	44万1570円
松阪市	44万7750円

年収400万円の給与所得者
4人世帯のモデル世帯での試算

誰もが払える国民健康保険料（税）を求めて

「国民健康保険料（税）が高い！」…国民健康保険に加入している方から、あちこちで聞かれる悲鳴です。広域化して保険料がどうなるのか？とても心配されるところです。三重県保険医協会では「払える保険料」するための請願署名に取り組んでいます。裏面の署名にご協力ください。

三重県保険医協会

TEL059-225-1071 FAX059-225-1088 doctor@mie-hok.org